

ゆたかなふるさとを作る
“スタートアップ助成”

2017 年度募集要項

特定非営利活動法人 瀬戸内オリーブ基金



目次

はじめに	3
スタートアップ助成のねらい.....	3
スタートアップの特長.....	3
2017 年度助成金額	3
助成対象の活動期間	3
助成の対象となる団体.....	4
助成対象の活動分野	4
対象となる経費	5
助成金交付までの流れ.....	6
申し込み方法	7
応募締切	7
助成の審査と選考基準.....	7
助成決定通知書の交付.....	8
助成金の支払いについて.....	8
事業報告の義務	9
応募および問合せ先	9

はじめに

瀬戸内オリーブ基金の助成制度は、全国のみなさまからのご寄付を、瀬戸内海一帯で活動している環境活動団体に届け、その活動成果を瀬戸内海地域に還元するものです。

瀬戸内海は、世界でも有数な閉鎖性海域であり、日本一広大な国立公園です。この土地が本来もつ、海と森との絶妙な関係や自然が共存できる環境は、日本を象徴する美しいふるさとです。瀬戸内海の豊かな自然、ふるさとを子どもたちに残すために活動している環境活動、環境教育活動を支援しています。

スタートアップ助成のねらい

スタートアップ助成は、

- 瀬戸内海で自立し持続的な活動ができる環境 NPO を目指す団体の活動
- 瀬戸内海で新たに始める独創的な自然保護事業

に必要な経費を支援する助成制度です。

財政規模が比較的小さな団体の活動や、資金の確保が難しい新たに始める活動をじっくり支えるプログラムです。

スタートアップ助成の特長

スタートアップ助成では、活動に必要な直接経費のほか、助成額の 20%を上限として人件費・事務局諸経費を含めることができます。

活動が定着するまで最長 3 年間、助成を受けることができます。

2017 年度助成金額

上限：100 万円／年 × 3 年

採択件数：1 件／年

ただし、毎年当基金への報告を行う必要があり、計画どおりに進捗していない場合は、当基金から意見を述べたり、助成を打ち切ったりする場合があります。

助成対象の活動期間

2018 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日の間に実施、終了するもの。

助成の対象となる団体

■活動の要件

- 主たる活動を瀬戸内海周辺一帯で行い、瀬戸内海の自然環境の保全活動、または瀬戸内海での環境教育活動に該当すること。
- 持続可能な社会の創造を目指す活動であること。

■団体の要件

法人格を有する場合	任意団体の場合
<ul style="list-style-type: none"> ● 下記のいずれかの法人格を持つこと <ul style="list-style-type: none"> ◇ 特定非営利活動法人（NPO 法人） ◇ 社団法人（一般・公益） ◇ 財団法人（一般・公益） ● 主たる事務所が瀬戸内海周辺一帯にあること。 ● 有給常勤スタッフが 1 名以上いること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体の設立から 3 年以上の活動金を有すること。 ● 主たる事業所が瀬戸内海周辺一帯にあること。 ● 平日、日中に連絡がとれるスタッフが 1 名以上いること。 ● 政治、宗教活動を目的とする団体ではないこと。 ● 定款、寄付行為もしくはそれに相当する規約を有すること。 ● 会計を適切に行い、会計監査を実施していること。 ● 3 年以内に法人化する計画を有すること。

助成対象の活動分野

瀬戸内海周辺一帯で、ゆたかなふるさとを守り・育て・次世代に引き継ぐ活動に該当すること。複数の分野にわたる活動も歓迎します。

活動分野	概要
瀬戸内海の自然環境に相応しい植生への回復	山火事跡地、牧場跡地、河川敷等への植樹により、瀬戸内海の自然環境を保護したり、原状回復したりする活動。 外来植物の除去、地域固有種の植栽等、瀬戸内海の地域の固有植物を保護する活動。

活動分野	概要
里山、里海の育成	生物の多様性や漁業資源を守る、土砂災害の防止、海に流入する河川の浄化等、森林の多様な役割を發揮できるような、瀬戸内海周辺一帯で行われる環境保護、保全活動。
地域の緑化活動	瀬戸内海周辺一帯での植樹活動により ① 緑化を促進し、緑を中心として地域がつながるための活動。 ② 防災林、学校林等の都市の緑化に貢献する活動。
巨木の保全	瀬戸内海周辺一帯にある巨木を保全することで、地域がつながるような活動。
環境教育活動	体験プログラムを含み、地域の環境保全を目的にする瀬戸内海で行われる学習活動。 体験を契機として、瀬戸内海の環境問題に取り組む次世代を育成する活動。
地域の環境保全等をテーマにした市民活動	瀬戸内海の環境問題を解決するために必要な活動。

対象となる経費

スタートアップ助成では、活動に必要な直接経費のほか、助成額の 20%を上限として人件費・事務局諸経費を含めることができます。総事業費の内の自己負担率は 20%以上とします。予算書には積算根拠を明示してください。

【対象となる経費】

活動に必要な直接経費が助成対象です。ただし、必要がある場合は、助成額の 20%を上限として、間接経費を助成対象として認めます。

費目	留意事項
備品費	活動を実施するうえで、賃借するよりも購入する方がよいと客観的に判断されるもの。 パソコンなどの汎用性の高いものは対象外です。
苗木費	苗木の購入費。土壌改良材や獣害防止ネット等、苗木の育成に必要な経費。 苗木の種類を選定理由を明示すること。
消耗品費	活動に直接、用いるもの。
広告費	活動参加者募集のためのチラシ、ポスター作成に要する経費。 団体の寄付募集などは対象外です。

費目	留意事項
旅費交通費	交通費：原則、公共交通機関を利用した場合で計上。 宿泊費：原則、上限 8,000 円以内。
通信費	郵送料など、活動に関わると明示できるもの。 電話など管理費と区別できないものは対象外です。
講師の謝金	講師の略歴、活動内での指導内容を明示すること。上限、5,000 円／時間とする。 活動内での講師の必要性が不明瞭な場合、認めない場合があります。
委託料	工事や調査など、専門業者による作業が必要と認められるものに限ります。
ボランティア保険料	説明略。
人件費	時給を明示し、応募事業内で携わった時間、業務内容を明示すること。 時給が応募事業を行う府県の最低賃金から大きく逸脱する場合には認めない場合があります。
事務局諸経費	活動の進捗を管理し、団体の運営を適切に行うために必要な経費。 パソコンなどの汎用性の高いもの、団体の運営に関するものなど、上記の費目で認められないものでも対象とします。

【対象外となる経費】

活動に関係のないもの（飲食代など）、使途が不明なもの、経費の比較が容易でないもの（個人所有物の売買など）

例： 講師、参加者などの飲食代

個人所有物などを借り受けた場合の代金、謝金

外部委託費（事業の主要な活動を全て他の業者に委託するもの）

寄付金、振込手数料

その他、当基金が不相当であると判断した経費

助成金交付までの流れ

1. 助成のお申込み
2. 助成の審査
3. 助成決定通知書の交付
4. 事業開始
5. 事業完了後、30 日以内に実績報告書を提出

※助成金の交付時期はプロジェクトによって異なり、助成決定通知書に記載しています。

申し込み方法

ゆたかなふるさと助成専用申請書と申請事業予算書に必要な事項を明記の上、提出書類を添付し、郵送、または持参してください。提出時には、申請書の電子ファイルを CD-R 等で郵送するか、メールで送付してください。応募書類は返却しませんので、各申請団体で写しを作り保存してください。

助成申請書と申請事業予算書は瀬戸内オリーブ基金の Web サイトからダウンロードできます。

<http://www.olive-foundation.org/grantinfo/>

ダウンロードができないときや、インターネットを利用できないときは、瀬戸内オリーブ基金事務局までご連絡ください。

応募締切

2018 年 1 月 31 日

助成の審査と選考基準

選考は下記の基準に基づき、助成審査委員による審査会を行い助成候補を選考し、次に当基金理事らによる運営委員会で最終審査を行って助成する事業を決定します。

団体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成対象団体の要件を満たしているか。 ● 瀬戸内海の環境保全に対して、必要性・公益性の高い活動を行っているか。
スタートアップ助成の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成を得ることで、持続的に活動できるようになり、活動の発展性を期待できるか。 ● 団体、および応募事業の事業計画・目的は明確か。 ● 瀬戸内海の環境保全に対して、優先度が高い事業かどうか。 ● 団体の活動実績が社会的に評価されているか、または助成申請事業がモデル的な活動として波及効果が期待できるか。

<p>応募事業の実現可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請事業の実施スケジュールは具体的であり、かつ予算の積算根拠も適切か。 ● 事業を推進できる組織体制、外部の協力体制を有しているか。 ● 事業対象地域の土地使用の許可はあるか。地域の理解はあるか。
<p>発展性・波及効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 3年後、自己資金で事業を推進できる組織体制、資金調達を有する見込みが高いか。 ● 助成終了後も事業が発展拡大する見込みは高いか。 ● 他の瀬戸内海の NPO などへの波及効果はあるか。 ● 瀬戸内海の環境保全に効果の高いものか。

■その他（助成金の決定・採択条件の付与について）

- 選考過程において、当基金事務局による、ヒアリング、現地調査を実施する場合があります。ヒアリング、現地調査の内容は審査の参考資料となります。
- 選考過程、及び採択に際して、応募事業に対して採択条件を設ける場合があります。
- 予算の積算根拠が不明瞭な場合、当基金の運営委員会で助成申請事業との関係が不適切と判断した場合、助成申請額を減額して助成する場合があります。
- 助成事業に関する収入支出は他の事業とは別に出納帳を作成するなど、他の事業の会計とは明確に区別してください。

助成決定通知書の交付

助成対象事業の申請団体には2月上旬に、助成決定通知書を郵送で交付します。

助成金の支払いについて

年度単位での事業終了後1か月以内に、事業報告書、決算書、領収証一覧（購入物品の内訳が明記されたもの）を提出してください。

提出内容を確認したのち、1か月以内をめぐりに、指定口座に振り込みます。

やむを得ない事業により事業終了後の助成金の支払いでは事業の実施が困難な場合、当基金の運営委員会で承認する場合に限り、事業実施期間中、または事業報告書提出前の概算での助成金の支払いをする場合があります。

事業報告の義務

採択された事業には、進捗や実施結果の報告義務があります。報告の期間、回数は助成決定通知書に記載しています。

助成対象事業の進捗については、実施団体の Web や Facebook で定期的に情報を公開することを求めます。Web や Facebook を開設していない団体は、事業実施前までに開設してください。

次の点にご協力ください。

- 助成事業の推進、成果を広く社会に発信。
- 植樹場所に当基金の助成を受けた旨の標柱、または看板を設置。(標柱を支給します)
- 事業のパンフレット、チラシには必ず、当基金の助成事業であることを明記。
- 購入備品には当基金のロゴマークを添付。
- 助成団体のメーリングリストへの参加。
- 事業終了後、30 日以内に実績報告書を提出。
- 活動成果の確認のため、審査委員会が定める期間（原則 3 年間、年 1 回）、写真付きの状況報告書を提出。

応募および問合せ先

761-4661 香川県小豆郡土庄町豊島家浦 3837-4

NPO 法人瀬戸内オリーブ基金事務局

電話 : 0879-68-2911

E-mail : info@olivefoundation.org